



科目名の違いについて

Question



当組合では、建物の修繕に備え資金の積み立てを検討しています。修繕に備えた積み立てにおいて、貸借対照表で修繕引当金として積み立てる場合と修繕積立金として積み立てる場合があると聞きました。この二つの違いを教えてください。

Answer

引当金は、将来の費用・損失を当期の費用・損失として見越計上したときの負債です。引当金は下記の4要件を全て満たす場合に計上されます。

- ①将来の特定の費用または損失であること
- ②その発生が当期以前の事象に起因すること
- ③発生の可能性が高いこと
- ④その金額を合理的に見積もることができること

該当するケースには、当期に設備が破損し、修繕費用は10万円と見積もられたが当期に修繕せず翌期に修繕することとした場合があります。当期以前というのは当期を含むので設備の破損は②を満たし、修繕費用が見積もられていることは④を満たします。当期に修繕は行っていませんが、翌期に修繕予定であり、修繕費の支出が翌期に見込まれることから、①と③を満たし、4要件を全て満たすこととなります。

また、翌年より後の建物等の修繕に備えて各事業年度に引当金を繰り入れる場合も、支出予定金額を合理的に見積もることができれば要件に該当することになります。このケースでは、建物等の使用により修繕の発生が当期以前に起因するため②を満たし、将来の費用であり、発生が見込まれることから①と③を満たすこととなります。

積立金は、組合が法律の強制によらず、総

(代)会の決議により任意で留保する純資産です。任意で留保できるため、計上要件はありません。また、取り崩しも総(代)会の決議により任意で行えます。なお、定款で持分払戻しの方法を全額払戻し又は簿価財産限度と規定しているかつ、持分算定の方法で加算方式を採用している場合、脱退者へ払戻す持分計算には修繕積立金を含めることとなります。

引当金と積立金の共通点は、将来の支出に備えるための不特定資産の留保であるという点にあります。

相違点は、引当金が損益計算の過程で生じるものであり、利益とは関係なく留保される負債であるところに対して、積立金は剰余金の処分過程で生じるものであるところにあります。引当金の計上は事業年度中に行えるため、計上した事業年度中の損益計算に影響を及ぼします。一方、積立金の計上は総(代)会の剰余金処分の決議を経て行われることと剰余金の処分であることから、計上した事業年度中の損益計算に影響は及ぼしません。

引当金として積み立てるか、積立金として積み立てるかは組合の意向に依りますが、翌期に修繕を予定している場合など、支出の時期が明確になっている場合は引当金として積み立てる方が良いかと思われます。